

東日本区定款施行細則

第1条 総則

第1項 東日本区定款(以下「定款」という。)第24条第2項により東日本区定款施行細則(以下「細則」という。)を以下のとおり定める。

第2項 定款第4条第1項により、東日本区(以下「区」という。)に北海道部、北東部、関東東部、東新部、あずさ部、湘南・沖縄部および富士山部を設ける。

第2条 半年報(定款第5条)

第1項 定款第5条第1項に定める半年報は、区の現況を把握するための基礎資料であり、東日本区費(以下「区費」という。)等の算定基準になる。

第2項 半年報は、各クラブの会長が前期7月1日、後期1月1日現在の会員状況をとりまとめ作成の上、部長を経て区書記宛に提出する。

第3条 会費(定款第5条)

第1項 クラブは、区費15,000円(1名)(国際会費、アジア太平洋地域会費および大会負担金を含む。)を前条に定める半年報に基づき算出の上、前期は8月15日、後期は2月15日までにそれぞれ一括して区会計に納入する。

第2項 前項の区費は、次年度区予算に計上する。

第3項 クラブ担当主事の区費は年額4,000円とする。

第4条 新規加盟クラブおよび入会者の事務手続きなど(定款第3条)

第1項 定款第3条第7項に基づき新たに国際協会に加盟するクラブ(以下「新規加盟クラブ」という。)は国際加盟費と入会金を、また新たな入会者(以下「入会者」という。)のあったクラブは入会金をそれぞれ区会計に納入しなければならない。

第2項 入会金は、次年度区予算案として代議員会に提出のうえ決定する。

第3項 新規加盟クラブは加盟時に区費の半期分(国際会費、アジア太平洋地域会費を含む。)を、また入会者のあったクラブは入会時に入会者分の区費の半期分をそれぞれ免除される。

第4項 区は新規加盟クラブに万国旗、鐘並びにギャベルを、また入会者には会員バッジ、ランチョンバッジ等の入会キットを贈る。

第5条 事業(定款第16条)

定款第16条第2項により、同条第1項に定める事業は次のとおりとする。

- (1) ASF(アレキサンダー奨学基金)
- (2) BF(ブラザーフッド基金)

- (3) CS(地域社会奉仕)
- (4) DBC(国内兄弟クラブ)
- (5) EF(エンダウメント基金)
- (6) EMC(クラブ拡張・会員増強・維持啓発)
- (7) IBC(国際兄弟クラブ)
- (8) JEF(東日本区ワイズ基金)
- (9) LT(リーダーシップトレーニング)
- (10) STEP(ワイズメン子弟短期交流)
- (11) TC(トラベルコーディネーター)
- (12) TOF(タイム・オブ・ファスト)
- (13) YEEP(ワイズメン子弟高校留学生交換)
- (14) YES(ワイズ・エクステンション・サポート)
- (15) YIA(若者の参画・活動)
- (16) YMCA サービス(YMCA への奉仕)
- (17) 広報(PR)
- (18) 情報(IT)
- (19) ヒストリアン(史料保存委員)
- (20) 物品
- (21) ワイズメネット

第6条 委員会(定款18条)

第1項 定款第11条第8項により理事が必要と認めるときは、役員会の承認を経て新たに委員会を設け、またこれを廃止することができる。

第2項 定款第18条第7項による委員会は次のとおりとする。なお、事業委員会の委員長は、事業主任が当たるものとする。

- (1) 常置委員会(ハンドブック「東日本区常置委員会規則」参照)
 - a. 文献・組織検討委員会
 - b. LT委員会
 - c. 東日本区ワイズ基金運営委員会
 - d. 東日本区奈良傳賞選考委員会
- (2) 事業委員会(ハンドブック「東日本区事業委員会規則」参照)
 - a. 地域奉仕・YMCAサービス事業委員会
 - b. EMC事業委員会
 - c. 国際・交流事業委員会
 - d. ユース事業委員会
- (3) 東日本区ワイズメネット委員会(ハンドブック「東日本区ワイズメネット委員会規則」参照)

- (4) 特別委員会
 - a. 東日本区大震災支援対策本部
 - b. 東日本区事務所人事委員会
 - c. 東日本区定款改訂委員会
- (5) 東・西日本区合同委員会
 - a. YMI ワールド翻訳グループ

第7条 専任委員(定款第18条)

定款第18条第7項に基づき次の専任委員をおく。

各専任委員の職務等については、ハンドブック「専任委員規則」に基づくものとする。

- (1) ヒストリアン
- (2) ITアドバイザー
- (3) トラベルコーディネーター
- (4) 広報・伝達(PR)専任委員

第8条 書記の業務(定款第14条)

第1項 定款第14条第2項に基づき、書記の業務内容について以下のとおり定める。

第2項 書記は、理事の指示により、区の通信・伝達に関する事務を取り扱う。

第3項 処理すべき主な事項は次のとおりである。

- (1) 代議員会、役員会の議事録を作成し、理事の要請があったときは、印刷配布する。
- (2) 区内外の情報を各クラブに浸透させ、区およびクラブ相互の理解を深めるため、年2回以上東日本区報を発行し、会員に配布する。
- (3) 国際協会に対し、定められた方式に基づく定期報告書を作成する。
- (4) 会員をはじめ区・部・クラブの役員・委員およびワイズメネットの名簿を常に整備する。
- (5) 区の必要文書を常に整備保管し、これを後任者に引き継ぐ。
- (6) その他、理事の特命事項を処理する。

第9条 会計の業務(定款第15条)

第1項 定款第15条第3項に基づき、会計の業務内容について以下のとおり定める。

第2項 会計は、理事の指示により、区の会計を統括し、記帳に関する事務を取り扱う。

第3項 処理すべき主な事項は次のとおりである。

- (1) 区の経常会計および特別資金会計の全般を把握し、定められた勘定方式に従い記帳整理する。
- (2) 国際会費、アジア太平洋地域会費その他の分担金等を定められた方式に基づき遅滞なく送金する。
- (3) 代議員会において、会計報告(中間)を行う。この場合、あらかじめ監事による会計監査を受けるものとする。

- (4) 次年度予算案作成に当たり、次期理事に協力する。
- (5) 年度終了後、原則として8週間以内に在任年度の会計につき決算報告書を作成し、監事による会計監査を経て、在任時の理事(直前理事)に提出する。
- (6) その他、理事の特命事項を処理する。

第10条 区大会ホストクラブの選定と経費支援等(定款第11条、第21条)

第1項 理事は役員会の中に次々期大会ホストクラブ選定委員会を設け、その選定を行う。

第2項 次期大会のホストクラブ(以下「ホストクラブ」という。)は指定期限までに理事に対し、大会プログラム、予算書および大会準備予定表を提出してその承認を得るとともに、準備の進捗状況を絶えず報告し理事の了承と指示を仰ぐ。

第3項 区は大会支援金(会員一人当たり500円)をホストクラブに交付するほか、大会準備金として50万円を貸与する。

第4項 区は大会終了後の収支報告については、ホストクラブの意見を可能な限り尊重する。

第5項 東日本区大会時に発生する区会計負担の費用は以下の表の通りとする。

項 目	区会計負担	個人負担
1.区役員会	会場費、設備費	宿、食
2.代議員会	同上	宿、食
3.来賓		
国際会長(夫妻)	登、宿	交
国際書記長(夫妻)	登、宿	交
西日本区理事(夫妻)	登、宿、交	
エリア会長(夫妻)	登、宿、国内交	
同盟総主事(夫妻)	登、宿、交	
BF代表	登、宿、国内交	
東日本区奈良傳賞受賞者(夫妻)	登、宿、交	
4.担当主事会	会場費、設備費	交、食
5.メネットの会	同上	交、食
6.ユースの会	同上	交、食

※「登」は登録費、「宿」は宿泊費、「交」は交通費、「食」は食事代を示す。

《注記事項》

- (1) 会場費、設備費については大会会計より一括立替え払い後、区会計より大会会計に支払う。
- (2) 区会計が負担すべき来賓の費用で本人が立替えた費用(主に交通費等)については、本人の請求に基づき区会計より本人に支払う。
- (3) 来賓とは原則的には招待状を出した方とする。ただし、国際会長(夫妻)、国際書記長(夫妻)はその限りではない。なお、来賓にかかる上記以外の費用は原則として大会負担とする。

- (4) 来賓のエクスカージョン費用は国内交通費とみなす。
- (5) 上記表の項目以外の費用負担が生じる場合は、大会ホストクラブは事前に東日本区と協議して決める。

第11条 メーキャップと出席率の算定

第1項 例会に欠席したクラブ会員は、前月の例会の翌日から翌月の例会日の前日までの間に以下に掲げる会合に出席したことをメーキャップカードなどによりクラブ会長に申告したときは、クラブ例会に出席したものとみなすことができる。

- (1) 自クラブの第2例会またはクラブ会長が年度計画により行う会合
- (2) 区内外のクラブの例会または特別例会
- (3) 区大会または理事の招集する会合
- (4) 部大会または部長の招集する会合
- (5) 国際大会、アジア太平洋地域大会またはこれらに準ずる会合
- (6) YMCAが実施する行事、事業委員会または特別な会合で例会と重なった場合

第2項 メーキャップは原則として所定のメーキャップカードによるが、クラブ会長またはクラブ会員が周知している場合は自己申告が可能である。

第3項 出席率は出席した会員数を広義会員および功労会員を除いた会員数で除し、小数点以下第3位を四捨五入して百分率で表す。

(例) 会員数23人でメーキャップを含めた例会出席者数が19人の場合 $19/23 = 0.826 \rightarrow 0.83 \times 100$ で、出席率は83%です。

第12条 会員の休会

第1項 会員がクラブに留まることを希望するが、正当な理由により、長期にわたりクラブ例会および諸活動に参加できないときは、次の扱いとする。

- (1) クラブ会長は理事の承認を経て休会させることができる。
- (2) 休会期間は最長3年とする。
- (3) 休会会員は東日本区の事務手続き上は、退会と同様な扱いとなり、半年報の会員数には計上されない。
- (4) 休会会員は退会と同様な扱いとなるため、区費などの義務は免除される。
- (5) 休会会員はロースターにクラブ会員として掲載されるが、氏名欄の上欄に「休会会員」と表示する。
- (6) 休会会員がクラブに復帰する場合は理事に報告し、次の半年報の会員数に計上する。その場合、東日本区の事務手続き上は、再入会扱いになるが入会金は免除される。

第13条 区事務所(定款第11条)

第1項 定款第11条第10項に基づき、以下のとおり定める。

第2項 定款第1条第5項により設置する事務所は、東京都新宿区四谷本塩町2-11 日本

YMCA 同盟会館内におく。

第 3 項 区事務所には事務所長および職員をおく。

第 4 項 区事務所は西日本区および国際との連絡業務ならびに文書の整理、保管業務に従事し、もって区の円滑な事務運営に資するものとする。

第 5 項 区事務所および事務職員の役割・業務内容は、「東日本区事務所運営内規」の定めによる。

第 6 項 区事務所に勤務する事務所長および職員の人事に関しては、「東日本区事務所人事委員会規則」による。

第 14 条 改廃

この細則は、東日本区代議員会または役員会の承認を経て改廃することができる。

1999 年 6 月 21 日発効

2003 年 7 月 1 日発効

2005 年 7 月 1 日改定

2010 年 7 月 1 日改定

2011 年 7 月 1 日改定

2012 年 7 月 1 日改定

2013 年 7 月 1 日改定

2015 年 7 月 1 日改定

2018 年 7 月 1 日改定